資料 2

一般廃棄物減量等推進審議会資料 令和6年2月7日 千代田清掃事務所

第4次千代田区一般廃棄物処理計画の進捗状況

### 目 次

1.	数値目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	個別施策の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1

#### 1. 数値目標の達成状況

現計画の目標値と実績の比較結果を図 3-1.図 3-2.図 3-3に示します。

ごみの削減目標に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業系ごみの大幅な減少により令和3年度時点では長期目標値は達成している状況ですが、施策等の影響でどこまで削減できているかは不透明な状況となっています。また、令和3年度以降は増加に転じており、今後は新型コロナウイルス感染症の影響もなくなり、令和7年度の長期目標に向けては今一度施策等の見直しが必要になってくることが考えられます。

資源化目標に関しては、資源化率は横ばいで推移しており、中間目標値の 65.0%を達成していない状況となっています。

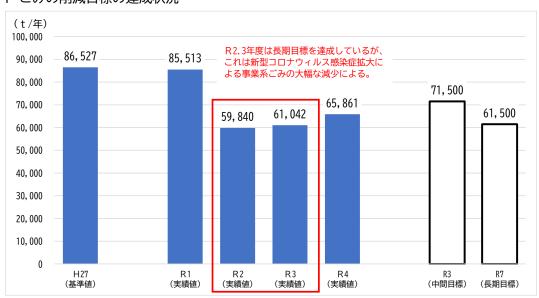
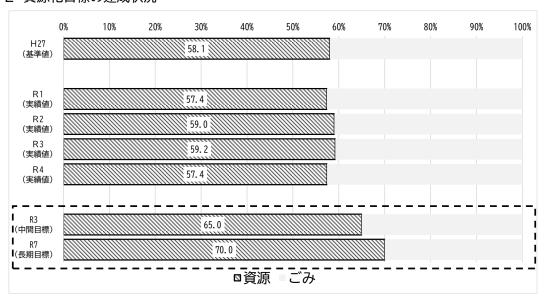


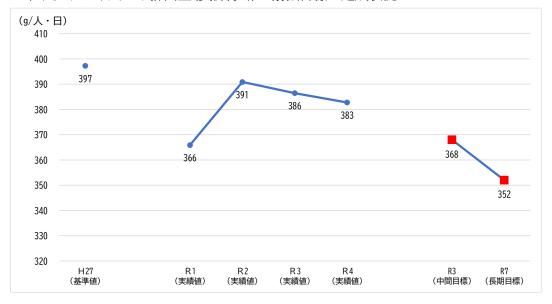
図3-1 ごみの削減目標の達成状況

#### 図3-2 資源化目標の達成状況



また、区民一人一日あたりの排出量(資源除く)の目標に関しては、令和元年度には366g/人・日と中間目標値を達成していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に大きく増加しました。しかしその後は減少傾向で推移していますが、令和4年度は383g/人・日となっており、中間目標の368g/人・日を達成していない状況となっています。

図3-3 区民一人一日あたり排出量(資源除く)の削減目標の達成状況



#### 2. 個別施策の状況

2. 個別施策の状況	
1 ごみの発生抑制	
(1)生産・流通販売段階での発生抑制の促進	
施策	現状の取り組み内容
拡大生産者責任の徹底【継続】 生産者が商品の廃棄処理やリサイクル費用を負担するな どの責任を負う、拡大生産者責任の考え方に基づいた法的 整備を行うように、国に求めていきます。	・令和5年度 (社)全国都市清掃会議を通じて EPR (生産者責任) 法等の制定を国等に要望
生産・流通販売段階での取り組み【継続】 生産者・流通事業者等に対し、環境に配慮した製品の製造・販売について協力を求めるとともに、簡易包装など生産・流通販売段階でのごみそのものの発生抑制を求めていきます。	<ul><li>・事業用大規模建築物の排出指導の実施</li><li>・廃棄物管理責任者講習の実施</li></ul>
(2)千代田区型ライフスタイルの提案	
施策	現状の取り組み内容
消費段階での発生抑制の促進【継続】 すぐにごみになるものを買わない、過剰包装を断るなど の消費段階での発生抑制の取り組みについて、消費者、事業 者に協力を求めていきます。また、昼食時に環境に配慮した 行動を促す「ちよだランチエコキャンペーン」などと連携 し、個人の環境活動を広げていきます。	・区 HP での有料レジ袋削減キャンペーンの実施 (令和 2 年度~) ・パンフでの発生抑制 PR の促進
リユース食器の利用促進【拡充】	・リユース食器(皿、カップ、どんぶり、はし)の 無料貸出の実施 (貸出件数:H29・94 件、H30・90 件、R1・94 件、 R2・0 件、R3・0 件、R4・4 件)
食品ロス削減【新規】 食品ロス削減には、必要な量だけ食材を調達し、調理くずをできるだけ少なくする調理をして、食材や食べ残し、食品の廃棄を減らすことや、食品等のスーパー等で、消費期限・ 賞味期限をみて古いものから購入・消費していくことや、食品廃棄物を出さないために事業者の工夫など、消費者と事業者双方からの取り組みを進めます。	・令和6年3月 食品ロス削減推進計画策定予定 →食品ロス削減目標値の設定 2030年度までに2000年度比で食品ロス半減・令和3年度よりフードドライブ試行実施 令和5年9月 本格実施・常設化(15拠点)
レジ袋の削減、マイバッグの推進【新規】 消費者にマイバッグの持参や簡易包装の啓発を呼びかけ、レジ袋、包装の削減を推進します。また、自主的にレジ袋削減を取り組んでいる事業者に対して協力店として認定し、レジ袋削減の取り組みを紹介していきます。	・レジ袋有料化(令和 2 年 7 月~)に伴う 削減キャンペーン ・マイバック推進啓発物品の配布 (H30・エコバッグ 300 個、H31 エコバッグ 300 個、 R4・エコふろしき 1,000 枚) ・R2 4月 エコバッグ 4,000 個の配布〈CES〉
千代田エコシステム (CES) の推進【継続】 「環境負荷の少ない資源循環型都市・千代田」の実現や地球温暖化対策推進を目標に区民や事業者等多くの人々と「住み、働く人々が協力し合う環境にやさしいまち」を目指し、千代田区が独自に構築した環境マネジメントシステム千代田エコシステム (CES) を CES 推進協議会と連携して、推進していきます。	・千代田エコシステム (CES) の推進 (クラスⅢ事業所数: H29・86、H30・83、R1・84、 R2・83、R3・85、R4・7) ※R4から算定方法変更 ※クラスⅢ:事業所、学校、病院等が対象で、「環境法規 制の順守」の管理や目標値を設定し、活動してその結果 を報告書にまとめ、推進協議会の監査を受ける仕組み
(3) 不用品の有効活用の促進	
施策	現状の取り組み内容
<b>粗大ごみの有効活用【継続】</b> 粗大ごみとして排出された家具等の再生利用について、 情報の収集・発信などの取り組みをさらに推進していきま す	・再生自転車販売実績 (H29・58 台、H30・55 台、R1・57 台、R2・30 台、R3・30 台、R4・39 台) ・令和5年度 金属系粗大ごみの資源化実証実験 ・令和6年度 本格実施

#### フリーマーケットの支援【継続】 フリーマーケットを主催する団体に対し、区の施設を会 ・自主団体主催のフリーマーケット支援 (H29·2件、H30·2件、R1·2件、R2·0件、R3·0件、 場として提供するなどの支援を行うことによって、家庭の 不用品の活用を図り、ごみの減量化を推進していきます。 R4·0件) リサイクルセンターの活性化【拡充】 不用品の再生・展示・販売を行っているリサイクルセンタ ー鎌倉橋を、開設を予定している (仮称) ちよだエコセンタ 一内にリサイクルショップとして設置していきます。リサ ・令和元年5月 ちよだエコセンター基本構想策定 イクルショップでは、再生家具、リサイクル自転車の販売を 行うとともに、リペアコーナーの設置や環境学習の機能を 取り入れることも検討していきます。 民間団体等との連携【継続】 ・ちよだアートスクエア (旧アーツ千代田 3331) におい 「かえるステーション」(子どもたちがいらなくなったお て、おもちゃを持ち寄り、取りかえっこする「かえっこ バザール」を開催 もちゃを持ち寄り、とりかえっこする場)をはじめとする不 用品の有効活用に取り組んでいる NPO などとも、さらに連 ・環境問題に携わる活動団体が集う「番町の森」フェステ 携していきます。 ィバルに令和4年度より参加し、ごみ減量・リサイクル の意識啓発活動を実施 (4)環境配慮型清掃車両の導入促進 【継続】 現状の取り組み内容 施策 ごみを収集・運搬し、清掃工場に搬送する過程で大量の CO<sub>2</sub>が排出されます。このため、区では清掃車両の一部にハ •ハイブリッド清掃車の導入 イブリッド清掃車両を導入しています。車両の買い替え等 →平成29年度よりリース車1台導入 にあたっては、ハイブリッドを始め、更新時点で最も環境性 ・ZEV ごみ収集車(燃料電池ごみ収集車)導入に向けた検 能に優れた車両の導入を図ります。 討(6年度試験導入) (5) 家庭ごみの減量化の促進 施策 現状の取り組み内容 収集手数料有料化の検討【継続】 ごみ収集手数料の有料化は、ごみになるものをなるべく 買わないようにする、製品を長く大切に使うなどの発生抑 制行動を促す、資源を積極的に回収に出すインセンティブ ・有料化・戸別収集よる効果等については、令和2年度 となるとともに、3R に取り組む人と取り組まない人との不 特別区長会調査研究における「特別区におけるごみ減量 公平感を解消する有力な手法です。家庭から出される可燃・ に向けた取り組みの推進と今後の清掃事業のあり方」で 不燃ごみの減量化を促進するため、集積所収集から戸別収 の調査・研究結果など、有料化・戸別収集にかかる課題 集への移行を図るとともに、収集手数料有料化と資源回収 について情報収集 への誘導策など他自治体の情報を収集しながら、導入後の ごみの削減に向けたシナリオを描き、収集手数料の有料化 に向けて検討していきます。 ごみ処理コストの見える化【新規】 ごみ処理や資源化にかかる経費を「見える化」し、その経 費を区民等に意識していただき、区民一人ひとりが適正排 ・令和6年度広報ちよだ特集記事掲載に向けて検討 出・分別による資源化を徹底することで、さらなるごみの減 量の促進を図ります。 マンション等におけるごみ減量指導の徹底【新規】 千代田区では、区民の約 8 割以上がマンション等の集合 ・マンション等におけるごみ減量指導の徹底:保管場所 住宅に居住しています。大規模マンション等では管理人が 設置届時に聞き取り調査及び排出指導の徹底 廃棄物の分別をし直すなどの例が多いですが、小規模マン ・マンション管理人・作業員に対するほりばた塾の実施 ション等では、不適切な廃棄物の排出が見受けられます。マ (H29·6回、H30·5回、R1·6回、R2·3回、R3·4回、 ンション等から排出される廃棄物について、今まで以上に R4·4回) 分別の徹底を行うために指導強化や資源化の誘導など、マ ンション単位等で対応していきます。 ※ほりばた塾:千代田区生涯学習出前講座

#### マンション等の資源の集団回収の充実 【拡充】【重点施策】

区では、資源の集団回収の取り組みをしている町会や自治会を支援し、区民による主体的なリサイクル活動を推進してきました。今後、この取り組みがさらに広がっていくよう集団回収を実施していないマンションの管理組合等に対して働きかけをしていきます。また、取り組みや活動状況をPR するとともに、小規模事業所の参加について地域コミュニティづくりの観点から、集団回収システムの見直しを検討していきます。

- ・有価物集団回収の支援の実施
- · 集団回収参加団体数
- (H29·110 団体、H30·116 団体、R1·121 団体、R2·126 団体、R3·133 団体、R4·139 団体)
- ·有価物回収量
- (H29 · 999, 099 kg、 H30 · 989, 507 kg、 R1 · 993, 714 kg、 R2 · 1, 019, 269 kg、 R3 · 1, 094, 819 kg, R4 · 1, 212, 969 kg)
- ·活動助成金支給実績
- (H29·11, 355, 886 円、H30·11, 598, 846 円、
- R1·11,872,932 円、R2·12,293,984 円、
- R3·12,933,942 円、R4·13,956,642 円)

#### 2 事業系ごみの削減

#### (1) 事業用大規模建築物 等における発生抑制の促進

施策

## 事業用大規模建築物の指導強化 【継続】【重点施策】 床面積 1,000 ㎡以上の事業用大規模建築物の所有者・管理者は、事業系ごみの適正処理及び減量・再利用を促進する義務があります。区は、履行を確実なものとするため、立ち入り検査を計画的に行い、取り組みが不十分なところには指導をしていきます。また、事業用大規模建築物において、設計・建設段階からごみの減量化に配慮した建築物となるよう、再生利用対象物の保管場所の設置について指導を行います。

#### 現状の取り組み内容

#### · 対象建築物数

(H29 · 1,970、 H30 · 2,003、 R1 · 2,007、 R2 · 2,033、 R3 · 1,875、 R4 · 2,002)

- ・立入検査の実施
- (H29・203 件、H30・175 件、R1・145、R2・94 件、R3・46 件、R4・115 件)
- ・令和 5 年度 実施体制の見直しによる立ち入りの強化 立ち入り見込み件数 377 件

#### 事業者の規模に応じた施策の展開 【継続】

事業系建築物については、床面積の規模に応じたごみの減量や分別・再資源化の取り組みを推進・指導していきます。区、NPO、あるいは新たに推進役を設け、事業者間の連携による資源循環を推進します。

・建築物の規模と廃棄物管理責任者の体制に応じた指導 の展開

#### 事業用大規模建築物の所有者等に対する優良な取り組みへ の表彰制度 【継続】

ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組み、顕著な成果 をあげた事業用大規模建築物の所有者等に対して、優良廃 棄物管理建築物として表彰をしています。ホームページや 事例集等で優良な取り組みを広めていきます。

#### · 優良廃棄物管理建築物

(H29・4件、H30・5件、R1・3件、R2・0件、R3・0件、R4・0件)

#### (2) 区が収集する事業系ごみの適正化

#### 施策 収集時の指導を強化【継続】

事業活動に伴って生じるごみは、自己責任で処理することが原則です。区で収集する事業系ごみのうち「千代田区有料ごみ処理券」を貼付していないものや、ごみの容量に見合った金額の処理券が貼付されていないものがあったときは、排出者を調査して指導し、適正負担の徹底を図ります。また、ごみ処理券に屋号や事業所名の記載を求めるなど検討し、さらに適切な分別が図れるよう取り組みます。

#### 現状の取り組み内容

- ・収集時の排出指導の強化
- ・保健所と連携した飲食店への指導の実施
- ・排出指導件数

(R3·1,679件、R4·1,991件)

#### 事業所・商店街における資源化の推進【継続】

事業所から排出されるごみについて、資源回収を促進するため、民間業者による回収、ちよだエコ・オフィス町内会等の回収ルートへの移行を推進します。特に、食品関連事業者には、食品リサイクル法でリサイクルが義務付けられており、食品ロスの削減及び食品残さのリサイクルを促進するように働きかけます。

- ・「ちよだエコ・オフィス町内会」参加事業所数 (H29・607 件、H30・636 件、R1・649 件、R2・657 件、 R3・672 件、R4・710 件)
- ・令和5年度 フードシェアリングサービス導入の検討 令和6年度 導入予定
- ※ちよだエコ・オフィス町内会
  - :区内の中小事業者を対象に、環境 NPO オフィス町内会 と協力し、ボックス回収方式によるオフィス古紙の共 同リサイクルの仕組み

(3) 一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言 【継続】	
施策	現状の取り組み内容
事業所の廃棄物の処理を受託している一般廃棄物収集運搬業者に対して、事業用大規模建築物の立ち入り検査等を通して、再資源化によるごみの削減や適正な運営についての徹底を要請します。	・事業用大規模建築物の立入検査とあわせて実施
(4)食品廃棄物の循環システム 【新規】	
施策	現状の取り組み内容
事業所の食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物を堆肥化や飼料化等による循環システムの構築に向け、助言できるよう検討していきます。また、大規模再開発の際、食品廃棄物を活用したバイオマスエネルギー施設の設置の可能性などについても検討していきます。	<ul> <li>・区立学校における学校給食残さのリサイクル</li> <li>・給食での年間生ごみ発生量 (H29・94,270 kg、H30・89,706 kg、R1・93,513 kg、R2・93,641 kg、R3・113,336 kg、R4・111,028 kg)</li> <li>・食品ロス削減計画策定においてコンポストのあり方を検討</li> </ul>
(5) 小規模事業所への立ち入り指導 【新規】	
施策	現状の取り組み内容
適正な分別がされていない中小事業所が散見されていま す。今後、小規模事業所への立ち入り指導について取り組ん でいきます。	・職員が排出者と直接対話することにより、排出者に廃棄物に対する理解と協力を求めることを目的とした「ふれあい指導」を実施 Ex.資源・ごみ集積所の改善指導、不法投棄対策等
(6)行政によるコーディネート 【新規】	
施策	現状の取り組み内容
中小事業所のごみ発生抑制・資源循環システムの構築に 向けて、情報提供や事業者間などとの連携を図るため、区の コーディネーターの役割について検討していきます。	・「ちよだエコ・オフィス町内会」のサポート ・「ちよだエコ・オフィス町内会」参加事業所数 (H29・607 件、H30・636 件、R1・649 件、R2・657 件、 P2・672 件、P4・710 件)

		コーディネーターの役割について検討していきます。	R3·672件、R4·710件)
3	貨	<b>資源循環型社会の形成・推進</b>	
	(	(1) 紙類及びプラスチック類の分別指導の強化 【拡充	1
		施策	現状の取り組み内容
		紙類とプラスチック類の資源回収拡充実施後においても、可燃ごみに資源化可能な紙類・プラスチック類が多く含まれています。そのため、今後は分別方法を分かりやすくPR するとともに、さらなる分別指導を強化していきます。	・資源とごみの分け方・出し方パンフ(隔年・区内全戸配布〈約39,000世帯〉)、ごみ分別アプリ「分けちよ!」 (平成27年8月配信)を通じた情報提供の強化
	(	(2) その他の資源回収	
		施策	現状の取り組み内容
		蛍光管の資源回収【拡充】 有害物質でもある水銀等が含まれている蛍光管を適正に 処理し、かつ資源として活用するため、拠点回収を継続して 実施します。今後は、ヒ素等が使用されている LED 電球の 回収などについても検討していきます。	・令和元年度より蛍光管を燃やさないごみとは別に収集 して、資源化処理を実施 (R1・13,573 kg、R2・15,493 kg、R3・12,289 kg、 R4・11,438 kg)
		使用済小型家電の回収【継続】 小型家電リサイクル法の施行に伴い、今まで不燃ごみと して廃棄されていた小型家電機器等の中から、レアメタル 等の金属やプラスチックなどの資源を回収して再生利用を 促進します。	・使用済小型家電の回収(平成25年8月~)を引き続き 実施 (H29・2,339 kg、H30・2,602 kg、R1・2,257 kg、 R2・2,515 kg、R3・2,977 kg、R4・2,656 kg) ※使用済小型家電の例;ゲーム機、カメラ、ドライヤー、 電卓、携帯電話 等

園芸士の資源回収【継続】 園芸土は、本来自然物であり廃棄物ではないため、収集対象ではありません。しかし、都心の暮らしの中では、処理に困る人が多いのも実状です。土を回収し、また再生利用できるように処理する方法など、仕組みづくりに向けて取り組みます。	・園芸土の資源回収を試行実施(平成 28 年度~)
不燃物からの有害物を分別【新規】 不燃物として排出されているごみの中に、水銀を使用した蛍光管・体温計・電池などが混入されています。特に、水銀については、水俣条約が採択されたこともあり、適切な処理が求められています。これまで有害物質を不燃物として埋め立てしていましたが、極力資源として循環させるよう、収集した不燃物から分別し、再生利用を推進します。	・令和元年度より電池、水銀体温計等を燃やさないごみとは別に収集して、資源化処理を実施 ※実績は蛍光管に含まれる。
不燃物からの資源物を分別【継続】 不燃物として排出されているごみの中に、プラスチック 類や小型家電など資源として再生利用できるものが含まれ ている場合があります。これまで不燃物として埋め立てし ていましたが、極力資源として循環させるよう、収集した不 燃物から金属やプラスチックなどを分別し、再生利用する よう検討します。	・令和5年度より不燃物から金属系粗大ごみを分別 し、資源化の実証実験を実施
(3)不適正排出対策 【継続】	
施策	現状の取り組み内容
ごみの分別ルールや地区ごとの排出指定日を守っていない場合等は、排出者を特定し、職員による調査・指導を徹底します。また、発生抑制の意義や分別し回収された資源の再生利用について、情報発信を行い、分別排出への理解を求め、適正な排出を促進します。	・事業用大規模建築物の立ち入り検査実施時における 説明指導 ・ふれあい指導の実施
(4)千代田区ならではの地域循環圏	
施策	現状の取り組み内容
企業や NPO、大学等との連携と協働【拡充】 ごみ減量と資源循環の推進のためには、企業や NPO、大学 等の様々な主体がそれぞれの強みを活かし、総合的な取り 組みを進めていく必要があります。区は、各主体のごみの発 生抑制などへの取り組みを紹介する場や機会を設けるとと もに、各主体間のコーディネーターとしての役割を担って いきます。そして、企業、NPO、大学等の連携・協働を図り、	・「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」への参加 (平成 23 年 6 月~) ・「福祉まつり」や「ちよだ環境まつり」・「CES エコフェ
各主体間の自主的な取り組みをさらに発展させ、一層のご みの減量と資源循環を推進していきます。その一環として、 家庭用インクジェットプリンターの使用済みインクカート リッジの資源回収の取り組みに、区として参加します。	ア」での他団体との連携・協働 ・大学生によるボランティア清掃

#### 4 環境コミュニティの形成・普及啓発と環境学習の充実

#### (1) 地域コミュニティを核とした千代田区スタイルの取り組みの推進

#### 施策

#### 地域コミュニティとの協働【継続】 ごみの減量を推進するためには、住民や事業者など、ごみ を排出する人たちの理解と協力が不可欠です。町会や自治 会、環境ボランティアなど既存のコミュニティだけでなく、 様々な機会を利用して行政情報を発信するとともに、住民 の意見を清掃行政に反映できるようにすることが必要で す。自分たちのまちは、自分たちできれいにするという意識 を持って、排出抑制、限りある資源の有効活用、環境美化な どの取り組みを推進します。

#### 現状の取り組み内容

- ・千代田区一斉清掃の日(6月6日/11月6日)における 清掃活動の実施
- ・鍛冶町二丁目における公民連携による一斉清掃活動の 実施
- ・その他区内の環境美化・浄化推進団体と連携した環境美化・浄化活動の実施
- ・マンション・町会における有価物集団回収の支援 →実施団体への助成金・回収事業者への奨励金
- ・大学生によるボランティア清掃

#### マンション等の資源の集団回収の充実【再掲】

#### (2) 新たな都市型環境コミュニティの形成

企業や NPO、大字寺との連携と協働 【再掲】
公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり
【新規】

海外からの来街者や宿泊客に向けたごみ・資源の排出ルールについて、ピクトグラムを使用したわかりやすい啓発や情報提供を図っていくなど、まちづくりの観点も踏まえたさらなる公共空間の美化活動について検討を進めていきます。

現状の取り組み内容

・2020 東京オリンピック・パラリンピックにあわせた 公共デザインマニュアル、サインガイドラインの改定 (平成 29 年 12 月~)

現状の取り組み内容

#### (3) リユース型地域循環構想の普及・啓発

#### 

#### 都と連携した資源循環施策【新規】

都内での大規模イベント等における「持続可能な資源利用」に向けたルール作りを進め、都及び各市区町村が主催・後援等を行うイベントで適用するなど「2020 東京オリンピック開催のレガシー」としていきます。

・都環境局と連携した食品ロスパネル展示 (令和4年度~)

毎年10月 東京駅前広場・豊洲地区で実施

#### (4)環境学習の充実

#### 環境教育等における PR【継続】

学校のカリキュラムやオープンキャンパス等において、 区の取り組みを紹介し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用 のあり方について、理解と協力を求めます。

施筈

- ・「地球環境学習のチャレンジ集」(区内在住小学生)や環境学習冊子(小学4年生向け)の作成・配布
- ・夏まつり環境学習(冨士見小・和泉小)
- ・残さいをゼロとすることを目指した「給食指導」の実施 ・「ちよだ環境カレンダー」の作成・配布(平成25年度~)

現状の取り組み内容

2 GW = 20 20 W + 1 V G HOW ( 1 VX = C 1 V

#### 地域や学校の情報交流【継続】

循環型社会について、学生への啓発や意識高揚を図るため、大学のエコ活動、研究成果を収集し、地域や学校へ情報発信するとともに、交流を深め、リサイクル等のネットワーク形成を推進します。

- ・「地球環境学習のチャレンジ集」(区内在住小学生)や環境学習冊子(小学4年生向け)の作成・配布
- ・夏まつり環境学習(冨士見小・和泉小)
- ・残さいをゼロとすることを目指した「給食指導」の実施
- · 「ちよだ環境カレンダー」の作成·配布(平成25年度~)

#### イベント等を通じた環境学習の推進【継続】

環境・リサイクル祭り、リサイクル施設見学会、環境講座、 ちよだランチエコキャンペーン等を開催し、実体験を通し て具体的な行動を習得する機会を増やします。

- ・「福祉まつり」や「ちよだ環境まつり」・「CES エコフェア」での環境啓発の推進
- ・あおぞらふれあい相談の実施

#### 広報の充実【拡充】

区広報、ホームページやちよだリサイクル情報紙を活用して、千代田区のごみの現状、分別方法、日常生活や事業活動において取り組める行動などについて、情報を発信するとともに、「ごみ処理コスト見える化」についても、積極的に取り組んでいきます。また、千代田区には多くの外国人が居住しています。「資源とごみの分け方・出し方」冊子は、引き続き外国語(英語・フランス語・中国語・韓国語)にて概要版を作成するとともに、より分かりやすく図による表示等工夫をしていくことで、ごみの減量・資源に関する意識啓発を行っていきます。

- ・ごみ分別アプリ「分けちよ!」の多言語化 (英語・中国語・フランス語・韓国語) (平成 28 年 3 月~)
- ・資源とごみの分け方・出し方パンフ (隔年発行・90,000 部作製・区内全戸配布)
- ・リサイクル情報紙

(毎月1回200部発行・区施設21か所に掲示)

#### ごみ分別アプリ「分けちよ!」の導入 【新規】

若年層や単身世帯は、ごみの発生抑制と資源分別の意識が比較的低い傾向にあるといわれています。このような事情を踏まえ、ごみの分別方法や、収集日、ごみ分別事典などの情報を分かりやすく提供するため、スマートフォンを利用したアプリケーションを導入しています。さらに、日本語に不慣れな区内在住外国人向けにごみ分別アプリを導入し、より適切なごみ・資源の排出、分別を推進していきます。

- ・ごみ分別アプリ「分けちよ!」の多言語化 (英語・中国語・フランス語・韓国語) (平成 28 年 3 月~)
- アプリダウンロード数

(H29·6.254 件、H30·1,164 件、R1·1,718 件、R2·1,267 件、R3·2,203 件、R4·1,684 件)

令和5年12月時点 累計ダウンロード数 21,067件

#### (仮称) ちよだエコセンターの整備 【新規】

(仮称) ちよだエコセンターを整備し、環境教育・環境学習を推進するほか、主体間の連携・協働を促進するための場や機会をつくり、「環境学習」、「エコシステムの普及」、「リユース・リサイクル」、「環境に関するネットワーク」の拠点とし、一体的な活動を支援します。また、循環型社会について、学生への啓発や意識高揚を図るため、大学のエコ活動、研究成果を収集し、地域や学校へ情報発信するとともに、交流を深め、リサイクル等のネットワーク形成を推進します。

- ・平成30年10月 基本構想検討会立ち上げ
- ・令和元年5月 (仮称) ちよだエコセンター基本構想 策定

#### (5) 区民ニーズに相応したサービス展開

#### 施策

ふれあい収集の充実【拡充】

# 高齢者のみ、または障害者のみなどで、集積所にごみを出すことが困難な世帯を対象として行っているふれあい収集について、ごみ収集時の声掛けによる見守りを継続するとともに、高齢者あんしんセンター等の福祉相談との連携により、申込手続きを簡素化し、利用の促進につなげていきます。また、粗大ごみの搬出が困難な高齢者、障害者世帯を対象とする運びだし収集も臨機応変に対応していきます。今後も区民サービスの視点から、ニーズに沿った事業の見直しを行い、拡充するとともに、柔軟かつ臨機応変な対応を行うことで、地域で安心して衛生的な生活ができるように支援します。

#### 現状の取り組み内容

・新規受付件数

(H29·30件、H30·29件、R1·32件、R2·28件、R3·25件、R4·26件)

・ふれあい収集実施件数

(H29·91件、H30·94件、R1·96件、R2·95件、R3·101件、R4·102件)

#### CCC(千代田・クリーンアップ・クルー)活動【継続】

環境美化の一環として、ごみの収集作業時に集積所とその 周りに落ちているごみの清掃活動を行うことにより、ごみのない きれいなまちづくりを推進します。

施策

・CCC を通じた環境美化活動

#### (6) 次世代への環境啓発・環境学習

#### 環境普及啓発の推進【新規】

環境学習に向けて、年齢層に合わせたより分かりやすい、子 ども向けパンフレットを作成するとともに、国や都、業界団体等 の作成しているパンフレットなどのツールを有効に活用して、 3R や環境に関する普及・啓発を行っていきます。

#### 現状の取り組み内容

- ・「地球環境学習のチャレンジ集」(区内在住小学生)や環境学習冊子(小学4年生向け)の作成・配布
- ・夏まつり環境学習(冨士見小・和泉小)
- ・残さいをゼロとすることを目指した「給食指導」の実施
- ・「福祉まつり」や「ちよだ環境まつり」・「CES エコフェア」での環境啓発の推進
- ・「ちよだ環境カレンダー」の作成・配布

#### 環境学習・環境教育の推進【新規】

子どもへの環境学習・環境教育は、次世代を担う人材育成につながるだけでなく、学んだ成果は家庭への波及効果が見込めます。各学校における総合的学習や食育をはじめ、様々な教科での学習や(仮称)ちよだエコセンターやイベントなどの様々な機会を捉え、子どもたちが学び、自ら環境配慮活動を実践できるよう働きかけていきます。

- ・「地球環境学習のチャレンジ集」(区内在住小学生)や環境学習冊子(小学4年生向け)の作成・配布
- ・夏まつり環境学習(冨士見小・和泉小)
- ・残さいをゼロとすることを目指した「給食指導」の実施
- ・「福祉まつり」や「ちよだ環境まつり」・「CES エコフェア」での環境啓発の推進
- ·「ちよだ環境カレンダー」の作成·配布(平成25年度~)

#### 用語の説明

- ふれあい指導:職員が排出者と直接対話することにより、排出者に廃棄物に対する理解と協力を求めることを目的とした 活動。内容は資源・ごみ集積所の改善指導、不法投棄対策等。
- ふれあい相談:資源やごみを集積所まで出すことが困難な65歳以上高齢者や障害者を対象に、資源やごみの搬出方法などの相談 を受けつける活動
- あおぞらふれあい相談:イベントの実施にあわせて、イベント会場で行うふれあい相談の活動
- 大学生のボランティア清掃:大学のサークル等がボランティア活動として大学周辺で行う清掃活動。実施時に清掃事務所に申し出ること によって、ごみ処理手数料を減免している。

#### 3. 課題

#### ①ごみの発生抑制

令和3年度に実施した人口推計によると、2065年までは人口は一貫して増加することが見込まれており、一般的に排出原単位が高いと言われている集合住宅が増加することが予想されるとともに、新型コロナの影響下で低迷していたインバウンドの急回復が見られる中で、ごみの発生抑制に取り組むことは今後とも継続した課題です。特に、外国人観光客に人気のある秋葉原を抱える本区にとっては、ごみのポイ捨て等マナーやごみ箱設置等の可否は今後、検討を要する課題です。

これまではReduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3Rの視点が発生抑制の取組に不可欠と考えられてきましたが、今後のさらなる発生抑制に向けては、Refuse(リフューズ)【断る】、Repair(リペア)【修理して使う】を加えた5Rの視点が重要となります。

また、今年度策定する食品口削減推進計画により、食品ロス削減の取組を本格化させることも実効性あるごみ発生抑制策として有効です。

#### ②事業系ごみの削減

昼夜人口比率が1,000%を超える本区では、ごみ排出量の90%近くを事業系ごみが占めていることから、事業系ごみを削減することが区全体のごみ量減少に大きく影響します。令和元年度以降、コロナ禍の中での行動制限等によって事業系ごみは大幅に減少しましたが、今後経済活動の正常化によって、コロナ禍前の状況に戻ることも十分想定されます。

本区においては従業者が100人以上の大企業が事業者の約7割を占めていることから、事業用大規模建築物の指導徹底を効果的に進め、ごみ減量を継続していく必要があります。その他、中小規模の事業所に対しても排出抑制や分別などに向けた効果的な施策を検討する必要があります。これらの施策を推進するには、必要な人材の育成や確保など、執行体制を整備することが課題です。

#### ③資源循環型社会の形成・促進

資源循環型社会とは、限りある資源を効率的に利用し、リサイクルなどで循環させながら、将来にわたって継続して使い続けていく社会のことです。再利用できるものは出来るだけ繰り返し活用し、資源が枯渇しないことを目指します。また、ごみの量を減らし、どうしても出てしまうごみについては適正に処理することで、環境への負荷を可能な限り減らすことも資源循環型社会の重要な使命となります。さらに、その処理の過程においても、ごみの収集・運搬・焼却等によって排出される二酸化炭素等を削減し、地球環境保全に取り組む視点が求められます。

本区の大規模建築物における再生利用率は、過去5年間年々減少傾向で推移しています。 これはコロナ禍の影響も考えられますが、今後は以前の経済状況に戻ることも想定され、実際 のごみ発生量も徐々に増加傾向となっており、今後、再生利用率を向上させることが大きな課 題となります。また、ごみの収集・運搬体制に環境に配慮した一層の取組が求められます。

従来の清掃事業のあり方を見直し、これまでマンパワー中心であったごみ収集の作業に大胆に DX の視点を取り入れなど、清掃業務のスマート化や効率化を図ると同時に、未来の清掃事務所の機能更新等につなげていく取組が求められます。

#### ④環境コミュニティの形成・普及啓発と環境学習の充実

本区の地域コミュニティの特性を踏まえて、ごみの減量や 5R を推進するには、排出者である 住民や事業者等と区が一体となって協働していくことが必要です。

そのためには、区は、企業や NPO、大学等と協働し、横のつながりを持たせることで、各団体が持つ資源循環型社会づくりに関する情報資源を誰もが利用できるようにネットワーク化し、より広く普及させていく必要があります。

さらには、このネットワークを活かして、既存の地域コミュニティが企業や NPO、大学等と連携し、2050ゼロカーボンちよだの実現に向けて、地域が主体となって 5R 等を推進できる新たな環境コミュニティを形成していくことが求められます。